

## 事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件で  
ご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。  
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
<b>効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地などの取得</li> <li>●トラクターなどの農機具の取得</li> <li>●農舎、温室、畜舎などの施設の整備</li> <li>●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など</li> <li>●償還負担を軽減するための農業負債整理資金</li> </ul>	(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称:スーパーL資金)	25年	10年
	(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3~10年
	農林漁業施設資金 (略称:スーパーW資金)	10~15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備</li> <li>●施設の稼働に関連する経費</li> </ul>			
<b>事業再生による農業者の再生・整理承継</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の再生に必要な資金</li> </ul>	経営体育成強化資金	25年	3年
<b>環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家畜排せつ物処理施設の整備</li> <li>●バイオマス利活用施設の整備</li> <li>●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備</li> </ul>	畜産経営環境調和推進資金	15~20年	3年
	農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15~20年	3年
	農業基盤整備資金	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●用水路、排水路、農道の整備</li> <li>●ほ場、牧野の整備</li> <li>●農業集落排水施設の整備</li> </ul>	担い手育成農地集積資金	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農舎、温室、畜舎などの施設の整備</li> <li>●農産物の処理加工施設の整備</li> <li>●トラクターなどの農機具の取得</li> </ul>	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備</li> <li>●施設の稼働に関連する経費</li> </ul>	農林漁業施設資金(アグリサポート事業)	10~15年	3年
<b>セーフティネット機能</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~25年	10年
<b>ベンチャーなど新規事業育成</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための)</li> <li>●農産物の生産施設や機械の取得</li> <li>●農産物の加工販売施設の整備</li> <li>●試験研究施設の整備</li> <li>●施設の稼働に関連する経費</li> </ul>	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10~15年	3年
	資本的劣後ローン	18年固定	8年固定
<b>適切な森林整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人工植栽、天然林の改良</li> <li>●下刈、間伐などの森林の保育管理</li> <li>●造林用機械の取得</li> <li>●林道、作業道の開設・改良</li> </ul>	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)	20~55年	3~35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
<b>林業の担い手の経営改善</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●造林のための土地、林地の取得</li> <li>●分収林の取得</li> </ul>	林業経営育成資金	20~35年	20~25年
<b>地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●林産物の処理加工施設の整備</li> <li>●林産物の流通販売施設の整備</li> <li>●素材生産施設・機械の取得</li> <li>●森林レクリエーション施設の設置</li> <li>●集会所などの設置</li> </ul>	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15~20年	3年
	中山間地域活性化資金	15~25年	3~8年
<b>セーフティネット機能</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●復旧造林、林道の復旧</li> </ul>	林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
<b>漁業の担い手の経営改善</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁具、漁船漁業用施設などの整備</li> <li>●漁獲物の処理加工施設の整備</li> <li>●漁業経営の改善に必要な長期資金</li> <li>●養殖用施設・作業船の整備</li> </ul>	漁業経営改善支援資金	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置</li> </ul>	漁船資金	5～12年	2年
<b>水産資源の適切な管理と持続的利用への取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁場の改良・造成</li> <li>●種苗生産施設の設置</li> <li>●漁業環境保全のための施設の整備</li> </ul>	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
<b>漁村環境活性化</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁港施設の整備</li> <li>●漁業集落排水施設などの整備</li> </ul>	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
<b>セーフティネット機能</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●負債整理資金</li> </ul>	漁業経営安定資金	15～20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年

<b>安全・安心な食品の安定供給への取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など</li> </ul>	食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金)	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備</li> <li>●米粉の新旧用途への利用の促進に必要な施設の整備など</li> </ul>	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
<b>原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備</li> <li>●需要を開拓するための展示・販売施設の整備</li> </ul>	中山間地域活性化資金	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など</li> <li>●他の農産加工業への転換のための施設の整備など</li> <li>●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など</li> </ul>	特定農産加工資金	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など</li> </ul>	水産加工資金	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など</li> </ul>	新規用途事業等資金	15年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲用牛乳の処理施設の整備</li> <li>●乳製品の製造施設の整備</li> <li>●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備</li> </ul>	乳業施設資金	15年	3年
<b>農畜水産物の流通システム整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸売市場、場内業者施設の整備</li> <li>●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備</li> <li>●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備</li> </ul>	食品流通改善資金	15～25年	3～5年

## 1 融資の限度額について

一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の30～80%を上限に融資することとしています。  
なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

## 2 融資の利率について

●利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。  
(資金によっては融資後10年経過することに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります。)  
●資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。

●なお、最新の金利は日本公庫農林水産事業のホームページ(<http://www.afc.jfc.go.jp>)でご覧いただけます。

## 3 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

# さまざまな顧客ニーズへの対応

顧客ニーズに応じて、各種融資制度の中から最適の資金をご提案いたします。

## ● 農業に新規参入したい

### ● 経営体育成強化資金の新規参入法人向け融資制度の概要

対象となる方	経営開始後決算を2期終えていない農業法人
資金の使いみち	設備資金、長期運転資金
融資限度額	負担額の80%、ただし、上限は1億5,000万円
返済期間	25年以内(うち据置3年以内)
主な要件	5年以内に認定農業者の認定を受ける計画を有していること 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること

## ● 無担保で借入したい

### ● スーパーL資金の円滑化貸付制度の概要

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること、過去5年間に制度資金の延滞がないこと等		
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等 ※経営の安定化(負債の整理など)は、対象外です。		
融資限度額	個人 2,000万円	法人	
		売上高	融資限度額
		5,000万円未満	4,000万円
		5,000万円以上 1億円未満	6,000万円
		1億円以上	1億円
返済期間	25年以内(うち据置10年以内)		

## ● 資材価格の高騰で悪化した資金繰りを改善したい

### ● 農林漁業セーフティネット資金の概要

対象となる方	農林漁業を営む個人又は法人(一定の要件を満たした者)
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	一般 300万円 特認 年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)
返済期間	10年以内(うち据置3年以内)
主な要件	災害、行政指導、社会的又は経済的環境の変化等、本人の責めに帰さない理由により資金繰りが悪化していること

## ● 新規分野に挑戦したい

### ● 資本的劣後ローン(農林漁業施設資金(特別振興事業にかかる施設))の概要

対象となる方	新規分野等挑戦事業に取り組む農林漁業を営む法人
資金の使いみち	新規分野等挑戦事業を実施するために必要な設備資金およびその設備の整備に関連して必要となる立ち上がり運転資金
融資限度額	負担額の80%又は1億円のいずれか低い額
返済期間	18年(うち据置8年)

## ● 米粉、飼料米関連分野に取り組みたい

### ● 食品安定供給施設設備資金(米穀新用途利用促進)の概要

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米粉または飼料(米穀を原材料とするもの)の製造業者</li> <li>● 米粉加工品(米粉パン、米粉めん等)の製造業者</li> <li>● 原料米、米粉、米粉加工品の流通業者等</li> </ul>
資金の使いみち	「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う、製造・加工・流通施設の整備及び関連して必要となる費用
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	10年超15年以内(うち据置3年以内)

# 平成22年度からの新たな融資制度(トピックス)

## 新たなタイプの無利子制度の創設

農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化など、農林漁業をめぐる厳しい情勢の下、生産拡大などに意欲的に取り組み、経営改善を図る認定農業者の経営を支えることを目的として、スーパーL資金に新たな無利子制度が創設されました。

### スーパーL資金の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者(農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた方)
対象案件	平成22年4月23日から平成23年3月31日までに当公庫が融資決定した案件
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等
融資限度額	個人500万円超1億円以下、法人500万円超3億円以下
返済期間	25年以内(うち据置10年以内)
無利子となる期間	貸付当初5年間

## 新たな取組みを支援する無利子制度(農業改良資金)を承継

農業者や認定中小企業者が、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある事業に取り組むことを支援する無利子制度(農業改良資金)について、これまで貸付主体となっていた都道府県から制度の移管(移管時期は平成22年10月を予定)を受けることとされました。

### 農業改良資金の概要

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定農業者</li> <li>●認定就農者</li> <li>●集落営農組織</li> <li>●農林漁業を営む個人又は法人(一定の要件を満たした方)</li> <li>●農工商等連携促進法に掲げる措置を行う認定中小企業者</li> <li>●米穀新用途利用促進法の農業改良支援措置を行う製造業者等</li> </ul>
資金の使いみち	農業改良措置に関する計画の達成に必要な設備資金、長期運転資金等
融資限度額	個人1800万円以下、法人500万円以下
返済期間	10~12年以内(うち据置3~5年以内)
無利子となる期間	貸付当初から最終償還まで全期間

## 農村地域の医療機能の充実を支援

農村地域において公的医療機関として、へき地医療・救急医療などを担う厚生農業協同組合連合会が営む病院に対して融資を行う農林漁業施設資金(共同利用施設・病院等施設)について、多額の費用が必要となる建て替えなどを支援することを目的として、返済期間および据置期間が延長されました。

## 口蹄疫発生に伴う農林漁業セーフティネット資金の特例措置

口蹄疫の発生により影響を受けた農業者の皆さま方を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を引き上げました。

### 農林漁業セーフティネット資金の特例措置の概要

対象となる方	平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫の影響により、農業経営の維持安定が困難となった方	
対象案件	平成22年6月15日から平成24年3月31日までに貸付決定した案件	
貸付限度額の特例	今回の特例措置	一般
	600万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の6/12	300万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の3/12
※貸付限度額は、農林漁業セーフティネット資金の既往残高と今回借入額の合計額により判定する。		